

【意見】

	概 要
1	連帯保証人からも債務の弁済が期待できない場合には、権利の放棄に係る議決を求めることを検討するのが望ましい。
2	連帯保証人についても、権利の放棄に係る議決を求めることを検討するのが望ましい。
3	生活保護が、生活困窮者に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であることに照らせば、債務者は無資力又はこれに近い状態にあるときであるというべきであり、履行延期の手续をとり、収入状況に変化がないようであれば、債務免除の手续をとることが望ましい。

⑬ 漁港漁場課

【指摘事項】

	概 要
1	履行延期の特約又は処分については原則として知事の承認が必要であり、安易に法令に依拠しない実務上の取扱いによる分割納付は避けるべきである
2	安易に法令に依拠しない実務上の取扱いによる分割納付は避けるべきであり、分割納付を実施する場合には、債務者の財産状況が明らかとなる資料の提出を求めるなど、財産調査を行い慎重に検討し、その結果や調査状況を債権管理簿に記載すべきである。

【意見】

	概 要
1	法律や条例等から行政代執行が可能なケースにおいては、行政代執行手続を行うか否かを、債権管理という視点も踏まえ、慎重に検討することが望ましい。

ク 農林部

⑭ 農業経営課

【指摘事項】

	概 要
1	債権管理簿については、長崎県債権管理規程に定める記載要領に従った記載をすべきである。
2	履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者及び保証人に対して速やかに督促手続を行うべきである。
3	債務者への督促後、履行の見込みが立たない場合には、速やかに保証人への請求等を行うべきである。
4	債権の消滅時効の管理として、時効完成前に裁判所上の請求等、民法所定の時効中断の手続を行うべきである。

【意見】

	概 要
1	相保証契約は、担保としての効力に乏しく、主債務者同士の共倒れを生じさせる恐れがあり、債権管理上望ましくない。

⑮ 林政課

【指摘事項】

	概 要
1	債権管理簿は、「債権の管理について」第2・8以下に定められている記載要領に従って記載すべきである。
2	非強制徴収公債権ないし私債権につき、法令に依拠しない分割納付等を受ける場合にも、「長崎県債権管理規程の運用について」3・(1)以下に記載された方法に準じた財産調査(任意調査)を行い、支払能力等の確認をした上で、分割納付等の具体的条件を判断するべきである。

ケ 土木部

⑯ 監理課

	概 要
	指摘事項及び意見はない

⑰ 道路維持課

【指摘事項】

	概 要
1	納入通知書で指定された期限内に義務履行がなされなかった場合には、督促を行うべきである。
2	当該債権の発生日は、負担命令の発令日である平成30年2月28日であり、また、不法行為の時効との混同を避けるという時効管理の観点からも、債権管理簿の「発生日月日」欄には、負担命令発令日を記載すべきである。
3	未だ調定がなされていない第2事故に関する債権は、同一債務者に対する債権ではあるものの、第1事故に関する債権とは別個のものであるため、債権管理簿も別に作成されるべきである。したがって、第2事故の債権にかかる記載は、「発生日月日」欄に記載すべきではない。
4	債権管理簿の「発生日月日」欄には、負担命令発令日（平成28年1月18日）を記載すべきである。
5	法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。 やむを得ず認めるに当たっては、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査は行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の1回の支払額、分割納付の期間などについても、より一層厳格に判断すべきである。
6	履行延期や分納の措置をとった場合には、例えそれが法令に依拠しない実務上の措置であったとしても、当該債権の債権管理簿に記載すべきである。

【意見】

	概 要
1	生活保護受給者であることや受給決定日、精神疾患での通院の事実などは、「債権の管理に関する事項」ないし「備考」の欄に記載を義務付けられた事項とまでは言い切れないが、滞納処分を検討するにあたっての考慮事情といえるため、債権管理簿に記載しておくことが望ましい。
2	債務者2名について、分割納付の誓約をさせるにあたっては、各債務者に支払いの意識を持たせ、履行を確保するため、債務者ごとの支払額を定めておくことが望ましい。
3	保証人を付ける場合には、法的根拠が曖昧な「誓約」という実務上の扱いをするのではなく、法的根拠のある（連帯）保証契約を締結することが望ましい。

⑱ 港湾課

【指摘事項】

	概 要
1	「債権の管理について」に詳しく規定されている債権管理簿の記載方法を遵守すべきである。
2	金銭債務の相続があり、複数の法定相続人がある場合には、相続分に応じて債務が承継されることを念頭に、各相続人に対する督促等を怠らないようにすべきである。 複数の相続人のうち、特定の相続人に対してのみ請求をする方針とする場合は、併存的債務引受があったことを書面化しておくべきである。
3	分納誓約とおりの納付がなされていない場合には、債務者等の同意を得て、定期的に、所得証明書等の収入関係資料を徴するようにすべきである。 債務者等の不動産が判明した場合は、滞納処分や強制執行による回収が可能か、早期に検討すべきである。
4	分割納付による徴収が滞っている場合等には、「長崎県債権管理規程の運用について」3・(1)・①ないし②に記載されているように、債務者へ資料提出を求めたり、債務者の同意を得て調査するなど、財産調査を行うべきである。
5	非強制徴収公債権の債務者が破産免责を得ており、かつ、時効も期間が経過して完成しているのであるから、速やかに不納欠損処理すべきである。
6	第1回目の督促状による納付期限までに任意の納付がない場合、早期に回収手段の検討に入るべきである。
7	生活保護受給者等、無資力であることが明らかな債務者の場合、履行延期申請を早期に促すべきである。また、無資力であることが理由で、実現可能な納付計画書・分納誓約書を提出することが事実上不可能である債務者から履行延期申請がなされた場合、これらの書類の添付がなくとも履行延期申請を承認するかどうか、検討すべきである。

⑲ 住宅課

【指摘事項】

	概 要
1	定期給付債権と判決で確定した債権は、性質を異にするため、債権管理簿上明確に区別できるように記載するか、又は判決で確定した債権については、別の債権管理簿を作成すべきである。

2	債務者に対して裁判上の手続をとる場合には、連帯保証人も裁判手続上の当事者とすべきである。
3	債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。
4	債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。
5	債務者の配偶者を日常家事債務の連帯債務者とするのであれば、配偶者に、連帯債務者である旨の書面を作成させるのが望ましく、少なくとも、「代納誓約者」として署名させている以上、連帯債務者として扱うべきではない。
6	債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。
7	債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。
8	債務引受がなされる場合には、引受人の財産調査を行うべきであるし、また、債務引受に関する契約書を作成すべきである。
9	督促後、相当期間経過しても履行されない債権については、速やかに、法令に従い、徴収停止、履行延期特約、免除、訴訟手続などを検討すべきである。
10	債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。
11	新たに借借人として扱う以上、連帯保証人を付けさせるべきである。
12	債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである
13	法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。 やむを得ず認めるに当たっては、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の1回の支払額、分割納付の期間などについて、より一層厳格に判断すべきである。
14	訴訟までの対応が遅いと言わざるを得ず、法令に従い、徴収停止、履行延期特約、免除、訴訟手続などを速やかに検討すべきである。
15	債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。
16	債務者、連帯保証人が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである

17	法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。 やむを得ず認めるに当たっては、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の1回の支払額、分割納付の期間などについて、より一層厳格に判断すべきである。
18	債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。
19	債務者、連帯保証人が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。
20	債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。

【意見】

	概 要
1	時効期間経過後の毎年1回の催告は行いつつも、時効期間が経過した際には、債務者の資産状況及び生活状況の調査を行い、その結果を踏まえて、債権放棄の検討をすることが望ましい。
2	債務者は、和解にしたがった履行をしないのであるから、「重大な違約」があるのは明らかといえるし、生活困窮を訴えていながら生活保護の申請を行わず、収入に関する資料提出の求めにも応じないのであるから、履行延期特約や徴収停止等の検討も困難である。したがって、県としては、債務額の増加を防ぐために、建物明渡しの強制執行に踏み切るのが望ましい
3	生活保護が、生活困窮者に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であることに照らせば、債務者は無資力又はこれに近い状態にあるときであるというべきであり、履行延期の手段をとり、収入状況に変化がないようであれば、債務免除の手段をとることが望ましい。
4	時効期間経過後の毎年1回の催告は行いつつも、時効期間が経過した際には、Aの資産状況及び生活状況の調査を行い、その結果を踏まえて、債権放棄の検討をすることが望ましい。

コ 教育庁

⑳ 教職員課

【指摘事項】

概 要	
1	債権管理簿が正しく記載されておらず、「発生年月日」欄、「発生原因」欄を、いずれも正しく記載すべきである。 債務承認書の提出を受けた事実、同承認書の作成日などは、債権管理簿の「債権管理に関する事項」として記載すべきである。
2	債権①の債権管理簿とは別に債権②の債権管理簿を作成すべきではなく、債権①の債権管理簿の債権額を訂正し、訂正の理由（計算間違い）を記載するなどして正しい内容に改めるべきである。

サ 警察本部

㉑ 会計課

【指摘事項】

概 要	
1	履行が滞っている債務者等に対しては、法令に従い、徴収停止、履行延期特約、免除、訴訟手続などを速やかに検討すべきである
2	法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。 やむを得ず認めるに当たっては、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期をして分納を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の金額や期間などについて、より一層厳格に判断すべきである。
3	債務を負担していない者に対して弁済を求めるべきではない。
4	債務を負担していない者に対し、納入通知書を送付すべきではない。
5	法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。 やむを得ず認めるに当たっては、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期をして分納を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の金額や期間などについて、より一層厳格に判断すべきである。

【意見】

概 要	
1	法律行為を行えるだけの判断能力を備えているか疑問が残る者については、連帯保証人としなことが望ましい。

2	<p>債務者は無資力又はこれに近い状態にあるときであるというべきであり、履行延期の процедуруとり、収入状況に変化がないようであれば、債務免除の procedureをとることも可能と言える。</p> <p>また、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。」の要件を充足する可能性もあるため、知事の承認を受けて徴収停止の procedureをとることも選択肢と言える。</p> <p>したがって、債務免除や徴収停止の procedureを検討するのが望ましい</p>
---	--

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

【はじめに】

本章において、各課の指摘事項等を報告する前に、留意いただきたいことがある。

報告のスタイルとして、事例紹介の形式を用いている。これは、本監査報告書そのものが、事例集として情報共有の役割を果たし、今後の債権管理事務に役立つことを期待して用いている。

そのため、指摘事項等の報告が、当該事例に対しての指摘のような印象を与えるかもしれないが、監査人としては、指摘事項等が特定の事例から抽出されたものであったとしても、当該事例についてのみ是正・改善を求める趣旨ではなく、広く抽象的に、さらには、将来を見据えた所管課の債権管理全般について是正・改善を求めるものである。

このことに留意していただきたい。

第1 政策企画課

1 債権の概要

政策企画課が管理する債権は、交通事故損害賠償金1件のみである。

債権の性質は私債権であり、消滅時効の期間や起算点などは民法による。

2 収納状況

債権名 [交通事故損害賠償金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度	143,323	1	4,000		0		139,323	1
	合計	143,323	1	4,000		0		139,323	1
平成28年度	現年								
	過年度	139,323	1	13,000		0		126,323	1
	合計	139,323	1	13,000		0		126,323	1
平成29年度	現年								
	過年度	126,323	1	17,323		0		109,000	1
	合計	126,323	1	17,323		0		109,000	1

3 監査の方法

当該債権の管理につき、集中的にヒアリング(平成30年8月9日)を実施するとともに、債権管理簿、示談書、交渉履歴等の関係書類閲覧を行った。

4 問題点の抽出

【前提事実】

交通事故の発生と損害額

平成20年4月2日、島原振興局の公用車と債務者の自家用車との交通事故が発生した。

公用車が直進進行中、債務者の自家用車が脇道から道路に進入し衝突したという事故態様である。損害は物的損害のみである。過失割合について争いがあり、示談交渉が長引き、平成21年12月1日付けで示談が成立した。債務者が県に総額155,323円を平成22年2月から、分割で、初回は15,323円、2回目からは10,000円ずつを支払う(全15回)という内容である。

【問題点①】

10,000円の分割返済の契約であるところ、債務者と10,000円以下の少額な分納を求める交渉をして、3,000円や2,000円の少額な分納を随時受けているが、債権管理簿には納付日・納付金額以外の経緯の記載が全くない。債権管理簿からは、交渉過程や納付方法変更の概略すら読み取れない。

(参考) ◆債権の管理について

第2・8・オ・(15)「債権の管理に関する事項」及び「備考」の欄には、強制執行等に関する事項、徴収停止又は履行延期に関する事項その他債権の管理上必要な事項を記載するものであること。

【指摘事項】

本件において、少額な分納を随時受けることになった経緯については、債権の管理上必要な事項である。

契約と異なる納付方法となっている場合は、その経緯の概略を債権管理簿に記載しておくべきである。

【問題点②】

示談締結後4年以上もの間履行がなされていなかった（最初の履行が平成26年7月の3,000円）のに、定期的に自宅訪問をするなど相当な労力をかけている。

担当者は、債務者が不規則な仕事に従事しており、収入が少なく、税の滞納等もあるという経済的な理由から、示談どおりの履行がなされなかったという債務者の言い分を把握していたが、電話・訪問等での聞き取り、催促を繰り返している。

【意見】

経済的な理由から履行困難であると判断される場合は、令第171条の5第3号に基づく徴収停止の手続や、令第171条の6第1号に基づく履行延期の特約をするなど、催促の繰り返しによる行政資源の節約を図る方策を講じることが望ましい。

【問題点③】

最初の履行時期から10年近く経過しているにも関わらず、155,323円の債権のうち46,323円しか回収できていないが、変わらず定期的に文書や電話等の催促を繰り返して行っており（平成30年3月までに電話催告52回、家庭訪問等27回）、行政資源の節約ないし費用対効果の観点から問題がある。

【意見】

債務者が無資力ないしそれに近い状態で将来の履行の見込がないことが認められる場合は、令第171条の6第1号に基づく履行延期の特約を経た上で、令第171条の7第1項に基づく免除をするなど、将来にわたり行政資源の節約を図る措置を検討することが望ましい。

第2 生活衛生課

1 債権の概要

生活衛生課が管理する債権は、公益認定取消しに伴う公益目的取得財産残額の金銭債権である。

(1) 公益認定取消しに伴うみなし贈与契約の趣旨

公益法人の財産には、公益目的事業が実施されることを期待した国民からの寄附等により取得、形成されるものが含まれているため、公益認定が取り消された場合には、当該財産は類似の公益的な活動に使用されることが期待されている。そこで、公益法人は、公益認定の取消処分を受けた場合には公益目的取得財産残額に相当する額の財産（以下「公益目的取得財産残額相当額」という。）を類似の公益法人等に贈与する旨を定款で定めておかなければならない(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。) 5条 17号)。

公益法人が、公益認定を取り消された場合には、かかる定款に従って、公益目的取得財産残額相当額を贈与することになるが、公益認定取消日から1か月以内にかかる贈与契約が成立しない場合には、公益認定の取消処分を行った行政庁との間で、公益目的取得財産残額相当額について贈与契約が成立したものとみなされる(公益認定法 30条 1項 前段)。

(2) 債権の性質

私債権

消滅時効の期間や起算点などは、民法による。

2 収納状況

債権名 [公益認定取消に伴う公益目的取得財産残額]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度								
	合計								
平成28年度	現年	1,740,108	1	0		0	0	1,740,108	1
	過年度								
	合計	1,740,108	1	0		0	0	1,740,108	1
平成29年度	現年								
	過年度	1,740,108	1	0		0	0	1,740,108	1
	合計	1,740,108	1	0		0	0	1,740,108	1

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっている 1 件の債権管理につき、集中的にヒアリング(平成 30 年 8 月 7 日)を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関

する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている1件の債権につき監査した結果、管理に次のような問題があると判断した。

【債権の発生原因等】

債務者（法人）は、税金の滞納により滞納処分を受け、不動産の差押えを受けたため、平成28年3月29日付で公益認定法29条1項1号による公益認定の取消処分を受けたが、定款に従った贈与契約が成立しなかったため、同年6月29日付で長崎県との間で、公益目的取得財産残額相当額1,740,108円の贈与契約が成立したものとみなされ、同額の金銭債権が発生するに至った。

【問題点①】

債務者は、事業を停止して再開の見込みがなく、めぼしい財産も有していないと考えられるが、履行期限から1年以上を経過しても、徴収停止の手續について十分な検討がされていない。

普通地方公共団体の長は、債権について、その督促、強制執行その他保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない（地方自治法240条2項）、督促後相当期間経過しても履行されない債権については、徴収停止、履行延期特約、免除の手續などを認める事情があれば、それらの手續を検討しなければならない。

本ケースでは、「法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき」に該当しうると考えるが（地方自治施行令171条の5第1号、長崎県債権管理規程第10条）、徴収停止の要件を満たすかどうかについて十分な検討がされていない。

【指摘事項】

当該債権については、法令に従い、徴収停止の手續を検討すべきである。

第3 廃棄物対策課

1 債権の概要

(1) 廃棄物対策課が管理する、平成29年度に収入未済のあった債権は以下の4件である。

- ・債務者Aに対する

廃棄物処理法に基づく支障の除去等の措置に要した費用徴収金1件

- ・債務者Bに対する

廃棄物処理法に基づく支障の除去等の措置に要した費用徴収金平成25年度、平成27年度の2件

平成26年度及び平成28年度の延滞金1件

(2) 債権の性質

全て強制徴収公債権

消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。

2 収納状況

年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度	29,776,918	1	36,000	2	0	0	29,740,918	1
	合計	29,776,918	1	36,000	2	0	0	29,740,918	1
平成28年度	現年								
	過年度	29,740,918	1	30,000	1	0	0	29,710,918	1
	合計	29,740,918	1	30,000	1	0	0	29,710,918	1
平成29年度	現年								
	過年度	29,710,918	1	36,000	1	0	0	29,674,918	1
	合計	29,710,918	1	36,000	1	0	0	29,674,918	1

年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度	284,307,563	2	2,388,700	3	0	0	281,918,863	2
	合計	284,307,563	2	2,388,700	3	0	0	281,918,863	2
平成28年度	現年								
	過年度	281,918,863	2	700,635	7	0	0	281,218,228	2
	合計	281,918,863	2	700,635	7	0	0	281,218,228	2
平成29年度	現年								
	過年度	281,218,228	2	0	0	0	0	281,218,228	2
	合計	281,218,228	2	0	0	0	0	281,218,228	2

債権名 [廃棄物処理法に基づく支障の除去等の措置に要した費用徴収金(債務者B平成27年度)]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	2,170,519	1	0	0	0	0	2,170,519	1
	過年度	2,170,519	1	0	0	0	0	2,170,519	1
	合計								
平成28年度	現年								
	過年度	2,170,519	1	0	0	0	0	2,170,519	1
	合計	2,170,519	1	0	0	0	0	2,170,519	1
平成29年度	現年								
	過年度	2,170,519	1	728,071	4	0	0	1,442,448	1
	合計	2,170,519	1	728,071	4	0	0	1,442,448	1

債権名 [廃棄物処理法に基づく支障の除去等の措置に要した費用・26年度及び28年度延滞金(債務者B)]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度								
	合計								
平成28年度	現年								
	過年度								
	合計								
平成29年度	現年	219,100	1	0	0	0	0	219,100	1
	過年度								
	合計	219,100	1	0	0	0	0	219,100	1

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっているすべての債権管理につき、集中的にヒアリング（平成 30 年 8 月 9 日）を実施するとともに、執行関係等の関係資料の閲覧（同月 23 日）を行った。

4 問題点の抽出

(1) 債務者 A について

【債権の発生原因】

産廃業者 A 社が、平成 16 年頃、保管基準量をはるかに超えた廃タイヤを抱え操業を停止した。県は再三撤去を指導したが撤去は実現せず、平成 18 年に措置命令を発令した後、平成 19 年は行政代執行に踏み切り、廃棄物処理法に基づく支障の除去等の措置に要した費用徴収金 29,970,150 円が発生した。措置命令を受けている A 社及びその元代表者が債務者である。

【問題点】

債務者の財産調査につき、不動産の調査について不十分な点があった。

平成 28 年になって、A 社元代表者の不動産が存在することが、元代表者の申告によって判明した。元代表者の不動産調査は既に行っていたが、前住所地での名寄帳取得などの調査は行っていなかった。

【意見】

重要な資産である不動産については、債務者の前住所地に対しても調査を行うことが望ましい。

(2) 債務者B社について**【債権の発生原因】**

平成10年に許可を受け、最終処分場を運営していたB社は、区域外埋立をして不法投棄を行い、処分場からの浸透水による汚染が水質基準を超過していたため、平成21年と22年の2回、廃棄物処理法に基づく措置命令を発令するも履行されず、平成24年、25年に行政代執行を行う。平成26年以降も、浸透水による汚染が水質基準を超えたら債務者に催告し、県が行政代執行を毎年のように行っている。費用徴収金残高は合計で約280,000,000円である。措置命令を受けているB社とその代表取締役、及び役員の3者が債務者である。費用徴収は、全て強制執行により行われている。

【問題点】

複数年にわたり、費用徴収金が発生し、今後も発生する見込みである。

担当課は、平成29年から、強制執行により徴収した金額を、比較的少額な年度のものに充当し、債権数を減らすように取り扱っている。担当課は、国税徴収法に則り、弁済に関しては債務者の利益を考慮するという見解に立っている。

なお、地方税法14条の5においては、以下のように本税優先原則が規定されている。

第14条の5 地方団体の徴収金を滞納処分により徴収する場合において、当該地方団体の徴収金に配当された金銭を地方税及び当該地方税の延滞金、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金に充てるべきときは、その金銭は、まず地方税に充てるものとする。

また、民法489条1号、2号は、法定充当の順を以下のように規定し、国税徴収法基本通達においても、民法489条2号及び3号に準じて処理することを求めている。

(法定充当)

第 489 条 弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも前条の規定による弁済の充当の指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。

一 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものとがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。

二 すべての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。

三 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。

四 (省略)

これらの法令の趣旨に照らすと、充当については、債務者の弁済の利益が多いものに先に充当すべきではないかとの疑問が生じる。また、充当方法について、将来、債務者との間で紛争が発生する可能性もないとはいえない。

この点について、担当課は延滞金が複数の債権であっても同一の率で求められ、金額的に差異が生じない点、複数の債権を残しておくよりも件数を減らすことが、滞納者の側に立って見た場合、債務の管理がし易い点で債務者の弁済の利益に繋がるとして、充当のルールを設定している。

【意見】

複数の債権がある場合の充当の順序については、債務者はじめ対外的な理解を得るため、債務者の弁済の利益をどのように考慮したルールとしているのか、積極的に説明していくことが望ましい。

第4 福祉保健課

1 債権の概要

福祉保健課が管理する債権は、

- ① 生活保護法 63 条返還金債権
- ② 生活保護法 78 条徴収金債権
- ③ 生活保護戻入未済金債権

である。

(1) 制度の趣旨

ア 生活保護法 63 条返還金債権

生活保護法 63 条が、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定する、返還金債権である（以下「法 63 条返還金債権」という。）。

なお、平成 30 年の生活保護法改正により、同年 10 月以降の保護費については、法 77 条の 2 の決定を行うことにより、法 63 条返還金債権についても、生活保護法 78 条同様国税徴収法の滞納処分の例により処分を行うことが可能となった。

イ 生活保護法 78 条徴収金債権

生活保護法 78 条に基づき、不実の申請その他不正手段（収入、資産に係る虚偽の申告等）によって保護を受けた者、又は受けさせた者から、保護費を支弁した実施機関がその費用を徴収するものである（以下「法 78 条徴収金債権」という。）。同条に基づく徴収金の額は、不正受給額全額を決定することとされており、法第 63 条返還金と違い、実施機関による裁量の余地はない。また、平成 25 年法改正により、国税徴収法の滞納処分の例により処分を行うことが可能となった。

ウ 生活保護戻入未済金債権

保護の変更、廃止等に伴い保護費の変動が生じたことによる返納金や、経理事務上の誤りにより生じた保護費の過払いによる返納金債権であり、これについては生活保護法 80 条により、被保護者がこれを消費、喪失した場合、やむを得ない事由があると認められるときは、返納金の全部又は一部を免除することができることとされている。

(2) 債権の性質

- ① 法 63 条返還金債権は非強制徴収公債権。

消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。

- ② 法 78 条徴収金債権は強制徴収公債権。
消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。
- ③ 生活保護戻入未済金債権は非強制徴収公債権。
消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。

2 収納状況

債権名 [法63条返還金債権]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	11,058,386	49	10,232,285	45			826,101	9
	過年度	23,924,235	84	1,263,049	52	2,179,239	9	20,481,947	75
	合計	34,982,621	133	11,495,334	97	2,179,239	9	21,308,048	84
平成28年度	現年	4,735,619	56	3,695,342	50			1,040,277	11
	過年度	22,669,010	74	680,924	40	242,905	10	21,745,181	68
	合計	27,404,629	130	4,376,266	90	242,905	10	22,785,458	79
平成29年度	現年	15,722,654	87	14,828,217	81			894,437	12
	過年度	22,785,458	74	1,091,138	45	3,271,747	2	18,422,573	45
	合計	38,508,112	161	15,919,355	126	3,271,747	2	19,317,010	57
債権名 [法78条徴収金債権]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	6,942,834	89	3,639,227	58			3,303,607	42
	過年度	54,458,378	107	2,309,837	80	144,000	3	51,324,541	102
	合計	61,401,212	196	5,949,064	138	144,000	3	54,628,148	144
平成28年度	現年	13,004,384	101	5,025,659	66			7,978,725	49
	過年度	54,921,125	106	2,431,543	71	385,000	1	52,104,582	100
	合計	67,925,509	207	7,457,202	137	385,000	1	60,083,307	149
平成29年度	現年	9,989,564	105	3,474,416	70			6,515,148	50
	過年度	59,308,307	117	292,879	84	177,283	5	56,202,231	84
	合計	69,297,871	222	6,403,209	154	177,283	5	62,717,379	134
債権名 [生活保護戻入未済金債権]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度	536,363	10	169,917	6	0	0	366,446	5
	合計	536,363	10	169,917	6	0	0	366,446	5
平成28年度	現年								
	過年度	364,446	10	36,000	5	0	0	328,446	10
	合計	364,446	10	36,000	5	0	0	328,446	10
平成29年度	現年								
	過年度	548,170	14	124,691	8	0	0	423,479	8
	合計	548,170	14	124,691	8	0	0	423,479	8

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっている多数の債権のうち、法 63 条返還金債権及び法 78 条徴収金債権に限定して不作為に 10 件を抽出し、集中的にヒアリング（平成 30 年 10 月 29 日、11 月 16 日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

抽出した 10 件の債権(法 63 条返還金債権及び法 78 条徴収金債権)につき監査した結果、債権管理全般に関して次のような問題点が存在した。

【問題点①】

債権管理簿において必要な記載事項が記載されていない。

長崎県債権管理規程及び「債権の管理について」では、債権管理簿の記載要領として様々な事項が定められている。しかし、福祉保健課が管理する債権管理簿として提出した「生活保護債権管理台帳」は、債権管理規程の定める債権管理簿の記載要領に従った記載がなされていないものが散見された。

具体的には、債権管理簿において「発生年月日」の欄には債権が発生した日又は県に帰属した日を記載することとされているが、「発生年月日」欄に何らの記載もされていない管理簿が存在した。

また、債権管理簿における「債権の消滅」の欄には、「履行の方法」の欄に対応させて、それぞれの履行期限ごとに債権の履行された(収入された)年月日ごとに別行に収入された元本、利子、延滞金等を記載するものとされている。福祉保健課の「生活保護債権管理台帳」において「債権の消滅」に対応する欄は、「収納の状況」と記載された部分であると思われるが、この「収納の状況」の欄には、提出された管理簿のうち 1 件を除いた全てにおいて収入の日付が記載されていなかった。

さらに、長崎県債権管理規程 5 条 2 項では、債権管理簿に記載した債権について、管理に関する事務処理上必要な措置をとったとき又はその管理に関する事実で当該事務処理上必要があると認められるときは、そのつど遅滞なくこれらの内容を記載しなければならないとされ、福祉保健課の「生活保護債権管理台帳」においては「徴収方針」と記載された欄に上記の事項を記載すべきであると考えられるところ、提出された管理簿全てにおいて、督促状況等債権管理で必要と思われる記載がなされていなかった。

債権管理簿は、県の財産である債権を適正かつ効率的に管理するために最も基本となる帳簿である。特に、上記で指摘した債権の発生年月日、収入状況における日付の特定、督促状況等の記載は、当該債権の時効完成時期や時効中断事由の有無等、時効管理に必要な情報であり、それらの記載不備は債権管理体制上、問題がある。

【指摘事項】

長崎県債権管理規程に従い、債権管理簿に必要な記載事項を正しく記載し、適正な債権管理を行うべきである。

【問題点②】

同一人物の同一債権について、債権管理簿が複数作成されている。

抽出した債権のうち1件について、同一人物の同一債権であるにもかかわらず、債権管理簿が複数作成されているものが見受けられた。県担当者によれば、多年度に渡っていたため複数となっていたとのことである。

債権管理簿が複数作成されていることにより、返済計画や入金状況の把握が一義的に明らかではない記載となっている。特に、収納日の記載については複数の債権管理簿に不規則に記載されていることから、どの履行期限に債権の履行がなされたかを、複数の債権管理簿を照合しても正確には読み取ることができない。

「債権の管理について」第2・8・オ・(1)によれば、債権管理簿の記載要領として、原則として債権ごとに作成するものとされており、事務の複雑化を避け債権の適正かつ効率的な管理のためには、同一債権者に対する同一債権は一つの債権管理簿にまとめて記載すべきである。

【指摘事項】

長崎県債権管理規程及び「債権の管理について」に従い、同一債権者に対する同一債権の債権管理簿は、一つの債権管理簿にまとめ、適正な債権管理を行うべきである。

【問題点③】

債権の管理に係る資料が複数に渡っており、情報が集約されていない。

ヒアリングの結果、法63条返還金債権及び法78徴収金債権の管理については、福祉保健課から提出された「生活保護債権管理台帳」の他、各債務者に対する督促や催告、家庭訪問の状況等が記載されている「個人台帳」、債権管理を担当する非常勤職員が作成する「業務日誌」、各債務者の歳入状況が分かる「歳入徴収簿」など、多数の台帳等が存在することが分かった。

しかし、これらの複数の資料は集約されておらず、債権管理簿だけを見ても、当該債権の時効完成時期はいつか、時効中断事由の有無、最終収納日、督促状交付の有無やその時期などは分からず、それぞれの各資料を確認しなければならない状況である。

定期的に人事異動等により債権管理担当者が一定周期で交代することが予定されている状況において、ミスを防ぎ適正かつ効率的に管理するためには、複数の資料を集約し統合して、債権管理に必要なかつ基本的な情報を債権管理簿に記載することが必要である。

【指摘事項】

債権管理に係る複数の資料等を集約し、債権管理簿上で債権管理に必要な情報を統合させ、適正な債権管理を行うべきである。

【問題点④】

返還決定通知書原本の写し等の保管がなされていない。

法 63 条返還金債権，法 78 条徴収金債権の債権発生日は，いずれも返還決定通知日であると考えられるが，この返還決定通知書に関して，原本の写し等の保管がなされていないケースが見られた。

返還決定通知書は債権発生に関する処分証書であり，債権発生日を直接裏付ける資料である。特に，福祉保健課においてはすでに指摘したとおり債権管理簿上で債権発生日が確認できないケースも見られたことから，返還決定通知書等債権の発生に係る処分証書については，少なくとも当該債権が消滅するまでの管理継続期間中，控えを資料として保管すべきである。

【指摘事項】

返還決定通知書等の債権の発生・消滅に係る処分証書については，少なくとも当該債権が消滅するまでの管理継続している期間内は，控えを資料として保管すべきである。

【問題点⑤】

抽出した 10 件の債権のうち，3 件については既に消滅時効が完成している。

今回不作為に抽出した 10 件の債権（公債権）のうち，最終納付日から既に 5 年が経過し，その間に時効中断の措置が執られていなかった債権が 3 件存在した。

これらの債権について消滅時効が完成してしまった原因は，債務者の死亡後，相続人調査を速やかに行わなかったことや，相続人調査が不十分であることにより相続人の確知が出来ず，適切に請求できなかったことなどにあると考えられる。

また，既に問題点①及び③で指摘したとおり，債権管理簿上に債権の発生日，収入状況における日付の特定，督促状況等の記載など，当該債権の時効完成時期や時効中断事由の有無等，時効管理に必要な情報が適切に記載されていないことも，原因となったと考えられる。

【指摘事項】

債権の時効管理を適切に行い，時効完成前に裁判所上の請求等，民法所定の時効中断の手続を行うべきである。

【問題点⑥】

債務者が死亡した場合の相続人調査，相続放棄の確認等が十分に行われていない。

今回不作為に抽出した 10 件のうち，1 件において，債務者の死亡後，その法定相続人である 1 人から分割納付を受けているケースがあった。

しかし，債務者の死亡後の相続人調査は，担当者が口頭で他の相続人の存在や相続放棄の状況を聴取したのみで，戸籍調査や相続放棄申述受理証明書等の確認をし

ておらず、債務者を相続したのが分割納付をしている相続人だけであると断定できる状態ではない。

福祉保健課が扱う債権は金銭債権であるが、金銭債権などに代表される可分債権は、遺産分割を経ずとも相続開始によって当然に各共同相続人の相続分に応じて直接承継されるものと解されている（最一小判昭和 29 年 4 月 8 日，最三小判昭和 30 年 5 月 31 日，最判平成 16 年 4 月 20 日等）。

したがって、債務者が死亡した場合、当該債権はそれぞれの法定相続人の相続分に応じて直接承継され则认为される。

仮に、他の法定相続人が相続放棄をしていなかった場合には、その相続人からの回収可能性についても検討すべきであるし、その相続人に対しても債権の時効消滅を防ぐための措置をしなければならないところ、当初の相続人調査が十分に行われていないためこれらの事情は全く検討されていない。そのため、本ケースでは、債務者死亡後に一部の法定相続人にのみ請求を行い、他の法定相続人には何らの請求を行っていないことから、他の相続人との関係においては既に消滅時効が完成していると考えられる。

【指摘事項】

相続人の調査は戸籍等を元に相続関係図を作成するなどして、正確な把握に努めるべきである。また、相続放棄の確認を行う際には、法定相続人より相続放棄申述受理証明書の提出を求めるなどして正確に確認すべきである。

第5 医療人材対策室

1 債権の概要

医療人材対策室が管理する債権は看護職員修学資金返還金である。

(1) 貸与制度の趣旨

看護職員修学資金貸与制度とは、長崎県内における看護職員の確保定着を図ることを目的とし、看護師等学校又は養成所に在学する者で、卒業後、長崎県内の医療機関等に勤務を希望する者に対し、修学に係る資金を貸与する制度である。貸与を受けた看護学生が看護職員の免許取得後、一定期間、県が条例で定めた医療機関等（返還債務免除対象施設）に看護職員として勤務した場合には、貸与を受けた修学資金の返還が免除されるが、次の場合などには貸与を受けた修学資金の返還が必要となる。

- ・ 看護師等学校養成所を退学した場合
- ・ 看護師等学校養成所を卒業後1年以内に看護師等免許を取得できなかった場合（卒業年度の資格試験に不合格となった場合等）
- ・ 免許取得後に返還債務免除対象施設に就業しなかった場合
- ・ 離職等により一定期間勤務しなかった場合 など

【貸与額】

養成区分	貸与額
看護師課程	月額32,000円 (年額384,000円)
保健師課程	
助産師課程	
准看護師課程	月額21,000円 (年額252,000円)

(2) 債権の性質

私債権

消滅時効の期間や起算点などは、民法による。

2 収納状況

債権名 [看護職員修学資金貸与金返還金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	9,627,800	31	9,375,800	30			252,000	1
	過年度	1,991,500	12	672,000	8			1,319,500	8
	合計	11,619,300	43	10,047,800	38			1,571,500	9
平成28年度	現年	12,254,200	42	11,426,200	40			828,000	3
	過年度	1,571,500	9	505,000	7			1,066,500	5
	合計	13,825,700	51	11,931,200	47			1,894,500	8
平成29年度	現年	15,556,343	44	14,431,343	43			1,125,000	5
	過年度	1,894,500	8	312,000	2			1,582,500	7
	合計	17,450,843	52	14,743,343	45			2,707,500	12

3 監査の方法

平成29年度末時点で収入未済となっている12件すべての債権管理につき、集中的にヒアリング（平成30年8月20日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている全12件の債権につき監査した結果、管理に問題があると判断した債権は次の3件である。

(1) 総括

個別のケースに関する問題点を指摘する前に、多くのケースで共通している問題点、すなわち、債権管理簿に関する問題点を指摘する。

【問題点①】

長崎県債権管理規程5条は、「部局の長は、その所管に属する債権で、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める時期に債権管理簿（様式第1号）に記載しなければならない。ただし、様式第1号に基づき債権管理に必要な事項を記載した独自の管理簿に代えることもできる。」と定めているが、医療人材対策室が債権管理簿として用いている様式には、次の項目を記載する欄が設けられていない。

- ア 「発生年度」
- イ 「種類」
- ウ 「名称」
- エ 「発生年月日」及び「消滅年月日」
- オ 「債務の履行の方法」
- カ 「債権の消滅」